

市立加西病院医事業務のうち外来医事、入院医事、診療報酬請求、D P C、 入院説明・案内業務受託者選定要領

1. 趣旨

医事業務について、より一層の医療の質の向上、患者サービスの充実、経営効率化を図るため、民間事業者の経営能力や専門技能を持った業者による、安定的、効果的な業務内容の提案に対し、総合的に評価し最も優れた提案者を選定する。

提案の選出の方式は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した公募型プロポーザル方式によるものとする。

2. 審査対象となる事業者

次の各号の全てを満たす事業者。

「市立加西病院医事業務のうち外来医事、入院医事、診療報酬請求、D P C、

(1) 入院説明・案内業務受託者募集要項」(以下募集要項という)に規定する参加資格要件を全て満たす参加者。

(2) 募集要項に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者。

3. 審査の項目及び点数

総合点数は1,000点とし、配点は次のとおりとする。

(1) 提案書及びプレゼンテーション …… 600点

(2) 見積額 …… 400点

(3) 別紙「市立加西病院事務局医事課プロポーザル評価基準」の通り

4. 審査の方法

(1) 資格審査

資格審査においては、参加希望者が提出する資格確認申請書類をもとに募集要項に定められた参加要件の有無について確認を行い、これらの資格の具備が確認された者のみが提案審査に参加できるものとする。

なお、本資格審査において参加要件の具備が確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

資格審査において参加資格を有することが確認された全ての参加者について、提案審査を実施する。すべての参加者の提案審査が終了したときに、選定委員会において審査結果を集計し、総合得点の最も高い提案を優秀提案として選定する。総合得点の最も高いものが複数ある場合は、そのうち、提案内容の点数が最も高いものを選定する。

なお、提案審査の過程においては、企画提案書の補完としてプレゼンテーションによるヒアリングを実施する。

※プレゼンテーションは、各業者1業務につき10分以内とし複数の業務を応募する場合は一括して応募業務数に応じ30分を限度に説明を行う、委員の質問時間は10分以内とする。

(別紙)

市立加西病院事務局医事課プロポーザル評価基準

1 提案書及びプレゼンテーション (600点満点)

評価項目及び評価内容について下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する

評価項目	番号	評価項目 (細目)	配点
企業体制	1	企業規模・財務状況・企業理念・社会貢献	20
	2	199床以上の病院における受託実績	20
業務実績	3	当院の医療情報システムと同一の稼働病院における受託実績	20
	4	予定する業務従事者の経験・経歴及び組織体制	50
業務体制	5	緊急時等の業務体制の考え方	50
	6	業務改善活動及び業務指導体制	30
	7	接遇の考え方・取り組み	30
	8	コンプライアンス	20
	9	システム障害発生時の対応及びシステム障害の予防	50
	10	情報セキュリティの確保	20
人員確保・ 人員育成	11	人員確保体制	50
	12	教育・研修の考え方・取り組み	50
業務能力	13	仕様書への適合	30
	14	提案力	50
	15	医療情報システムへの対応	20
	16	診療報酬請求業務の精度向上への考え方	50
協力体制	17	病院職員との協力体制の考え方	20
	18	業務の引き継ぎ	20
合計			600

2 見積価格 (400点満点)

価格点 (400点) × 提案者のうち最も低い見積価格 / 提案者の見積価格

3 評価の方法

- ①各審査委員は上記の評価項目及び内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ②各審査委員の持ち点1,000点を合算した値(満点)の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案書を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。